



# ちか そろ だん まど ぐち お近くの相談窓口



れいわ ねんど  
令和6年度

身のまわりの世話をしている家族や知り合い、  
福祉施設の人、職場の人から受ける虐待についての相談・通報

(令和6年4月現在)

名称	電話	名称	電話
広島市 障害者虐待防止センター	082-542-5300 (24時間)	障がい者虐待防止センター (障がい福祉課)	082-493-6071 ※082-422-2111
呉市 障害者虐待防止センター	0823-25-3107 (24時間)	障がい者虐待防止センター 基幹障がい者相談支援センター(はあとふる)	082-493-6073
竹原市 障害者虐待防止センター	0846-24-6007 (24時間)	障害者虐待防止センター (障害者基幹相談支援センター内)	0826-47-1083 (24時間)
三原市 保健福祉部障害者福祉課	0848-67-6167 (24時間)	福祉保健部社会福祉課社会福祉係	0823-43-1638
尾道市 障害者虐待防止センター (尾道センター)	0848-38-9124 ※0848-38-9111	障害者相談支援事業所ばすてる	0823-27-8899
尾道市 障害者虐待防止センター (因島瀬戸センター)	0845-26-6209 ※0845-22-1311	福祉保健部福祉課	082-286-3161
福山市 障がい者虐待防止センター (基幹相談支援センター)	084-928-1354 (24時間)	社会福祉課	082-823-9207 ※082-822-2121
府中市 健康福祉部福祉課地域福祉係	0847-44-9149 ※0847-44-9099	健康福祉部社会福祉課	082-820-5635
三次市 福祉保健部社会福祉課 障害者福祉係	0824-65-2051 ※0824-62-6111	民生部民生課	082-820-1505
三次市 障害者支援センター	0824-65-1131	健康福祉課社会福祉係	0826-25-0250
庄原市 生活福祉部社会福祉課 障害者福祉係	0824-73-1210 ※0824-73-1111	福祉課福祉係	0826-72-7352
大竹市 健康福祉部福祉課障害福祉係	0827-59-2146	福祉課福祉指導係	0846-62-0301
廿日市市 健康福祉部障害福祉課	0829-30-9128 ※0829-20-0001	福祉課障害者支援係	0847-25-0072
※休日・夜間の電話番号です。 休日・夜間の受付時間は市町によって異なります。		福祉課	0847-89-3335

# あなたのまわりで こんなことが おこっていませんか？



それは、虐待かもしれません…  
誰に対する虐待も絶対にあってはならないことです  
まずは相談してみませんか？

## ひろしまけんしょうがいしゃけんりようご 広島県障害者権利擁護センター

(社会福祉法人 広島県社会福祉協議会)

TEL (082) 569-5151

FAX (082) 569-6161

メール kenri@hiroshima-fukushi.net

《受付時間》

平日(月～金)：8時30分～17時30分まで

※夜間、土・日・祝日、12月29日～1月3日は

留守番電話・FAX・メールで受け付けます。

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内



## つうほう そろ だん ひと ひみつ まも 通報や相談をした人の秘密は守られます

とく めい  
匿名による  
通報や相談も  
可能です

虐待の通報をした人や相談をした人の情報は慎重に

取りあつかわれ、秘密は守られます。

また、虐待を受けている人と同じ職場や障害者福祉施設で働いている人が通報した場合、通報したことを理由に解雇などをする事は禁じられています。

おんせい  
音声コード  
Uni ボイスのアプリ、  
読みあげ装置を使用  
すると、音声で紙面  
の情報を聞くことが  
できます。

ひろしまけんしょうがいしゃけんりようご  
広島県障害者権利擁護センター

# こんなことが **虐待** になります

## 身体的虐待

- 殴られる、蹴られる、つねられるなどの暴力をふるわれる。
- 部屋に閉じ込められる。



## 心理的虐待

- 「バカ」「あほ」などと怒鳴られる。
- 無視される。
- 子ども扱いされる。



## 性的虐待

- 衣服を脱がされる。
- 無理やりキスされたり、身体を触られたりする。
- わいせつな言葉を言われたり、画像や映像を見せられたりする。



## 放棄・放置 (ネグレクト)

- ご飯を食べさせてくれない。
- 飲み物を飲ませてくれない。
- 汚れた服を着替えさせてくれない。
- 病気やけがをしても病院へ連れて行ってくれない。



## 経済的虐待

- 生活に必要なお金や、自分の年金を渡してもらえない。
- 賃金がきちんと支払われない。
- お金が自由に使えない。



# 障害のある人の権利を守るために

# 『障害者虐待防止法』が制定されています

## 養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や  
金銭の管理などをして  
いる家族、同居する人  
による虐待のことで

## 障害者福祉施設従事者 などによる障害者虐待

障害者福祉施設や  
障害福祉サービスの  
事業所で働いている職員  
による虐待のことで

## 使用者による 障害者虐待

障害者を雇っている  
事業主などによる  
虐待のことで

# 相談や通報はこちらへ!

誰から受けた虐待ですか?	相談するところ
「身のまわりの世話をしている 家族や知り合いの人」からの虐待	市町障害者虐待防止センター (お住まいの市町障害者担当窓口です)
「福祉施設や福祉サービス事務所で 働いている人」からの虐待	
「職場の経営者やいっしょに 働いている人」からの虐待	広島県障害者権利擁護センター

# 市町障害者虐待防止センターの連絡先

相談を受けた市町障害者虐待防止センターと広島県障害者権利擁護センターは、広島県や広島労働局、障害者相談支援事業所などの関係機関と密接に連携して支援を行います。

# これって虐待かも? 虐待を発見した! と気づいたら ひとりで悩まないで、まずは相談してください

人は、ひとりの人間として、それぞれの暮らし方を自分で選び、自分で決めるという権利を持っています。

しかし、障害のある人や高齢の人、子どもなどは、時として自分で SOS を発信することにむずかしさを感じています。

あなたのまわりに困っている人はいませんか?  
あなたが困っていることはありませんか?

